

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 株式会社赤井建設
法人番号： 8230001012352
住 所： 富山県射水市海老江七軒1491番地
- 指名停止措置期間： 令和5年8月31日から令和5年9月30日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 北陸地方測量部管内
- 事実概要：

株式会社赤井建設は、国立大学法人発注の建築一式工事の施工にあたり、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請として、政令で定められた総額6000万円以上(建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)による改正前の建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2条ただし書に規定する額)の下請契約を締結したため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月13日に富山県知事より指示処分を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社赤井建設の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

| 措 置 要 領 | 期 間 |
|---|----------------------|
| 1～12 略 | 略 |
| (建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |
| 14～16 略 | 略 |

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)